

朝見まちづくり協議会会則が整う！

名称は「朝見まちづくり協議会」

あさみ会報

あさみまちづくり協議会
準備委員会広報誌
発行責任者・田村 正
松阪市大宮町209-4
朝見地区市民センター内
電話0598-51-5643
2006.06.09 発行

第6号



体」という)は、運営委員会に申請し、承認を受けた団体とする。

選によるものとす
ることとはできない。

て3期6年を超える。

なお、欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3協議会の役員の推薦に関するこ

合につき、臨時総会を開催することができる。

(役員会)

選によるものとす
ることとはできない。

第十二条、役員会は、協議会全体を統括する立場から、企画推進委員会や参与会、各部会・各団体からの意見や要望を受け、運営委員会や総会に提出する議案について協議、第十九条、役員会は、重要な運営や重要事項の決定に関すること

第十三条、役員会には、次の活動にかかる経費の一部を負担する。

2、予算の決定および決算の承認に関すること

3、役員の承認

4、規約に関すること

5、その他、協議会の運営や重要事項の決定に関すること

6、規約に関すること

7、規約に関すること

8、規約に関すること

9、規約に関すること

10、規約に関すること

11、規約に関すること

12、規約に関すること

13、規約に関すること

14、規約に関すること

15、規約に関すること

16、規約に関すること

17、規約に関すること

18、規約に関すること

19、規約に関すること

20、規約に関すること

21、規約に関すること

22、規約に関すること

23、規約に関すること

24、規約に関すること

25、規約に関すること

26、規約に関すること

27、規約に関すること

28、規約に関すること

29、規約に関すること

30、規約に関すること

31、規約に関すること

32、規約に関すること

33、規約に関すること

34、規約に関すること

35、規約に関すること

36、規約に関すること

37、規約に関すること

38、規約に関すること

39、規約に関すること

40、規約に関すること

41、規約に関すること

42、規約に関すること

43、規約に関すること

44、規約に関すること

45、規約に関すること

46、規約に関すること

47、規約に関すること

48、規約に関すること

49、規約に関すること

50、規約に関すること

51、規約に関すること

52、規約に関すること

53、規約に関すること

54、規約に関すること

55、規約に関すること

56、規約に関すること

57、規約に関すること

58、規約に関すること

59、規約に関すること

60、規約に関すること

61、規約に関すること

62、規約に関すること

63、規約に関すること

64、規約に関すること

65、規約に関すること

66、規約に関すること

67、規約に関すること

68、規約に関すること

69、規約に関すること

70、規約に関すること

71、規約に関すること

72、規約に関すること

73、規約に関すること

74、規約に関すること

75、規約に関すること

76、規約に関すること

77、規約に関すること

78、規約に関すること

79、規約に関すること

80、規約に関すること

81、規約に関すること

82、規約に関すること

83、規約に関すること

84、規約に関すること

85、規約に関すること

86、規約に関すること

87、規約に関すること

88、規約に関すること

89、規約に関すること

90、規約に関すること

91、規約に関すること

92、規約に関すること

93、規約に関すること

94、規約に関すること

95、規約に関すること

96、規約に関すること

97、規約に関すること

98、規約に関すること

99、規約に関すること

100、規約に関すること

101、規約に関すること

102、規約に関すること

103、規約に関すること

104、規約に関すること

105、規約に関すること

106、規約に関すること

107、規約に関すること

108、規約に関すること

109、規約に関すること

110、規約に関すること

111、規約に関すること

112、規約に関すること

113、規約に関すること

114、規約に関すること

115、規約に関すること

116、規約に関すること

117、規約に関すること

118、規約に関すること

119、規約に関すること

120、規約に関すること

121、規約に関すること

122、規約に関すること

123、規約に関すること

124、規約に関すること

125、規約に関すること

126、規約に関すること

127、規約に関すること

128、規約に関すること

129、規約に関すること

130、規約に関すること

131、規約に関すること

132、規約に関すること

133、規約に関すること

134、規約に関すること

135、規約に関すること

136、規約に関すること

137、規約に関すること

138、規約に関すること

139、規約に関すること

140、規約に関すること

141、規約に関すること

142、規約に関すること

143、規約に関すること

144、規約に関すること

145、規約に関すること

146、規約に関すること

147、規約に関すること

148、規約に関すること

149、規約に関すること

150、規約に関すること

151、規約に関すること

152、規約に関すること

153、規約に関すること

154、規約に関すること

155、規約に関すること

156、規約に関すること

157、規約に関すること

158、規約に関すること

159、規約に関すること

160、規約に関すること

161、規約に関すること

162、規約に関すること

163、規約に関すること

164、規約に関すること

165、規約に関すること

166、規約に関すること

167、規約に関すること

168、規約に関すること

169、規約に関すること

170、規約に関すること

171、規約に関すること

172、規約に関すること

173、規約に関すること

174、規約に関すること

175、規約に関すること

176、規約に関すること

177、規約に関すること

178、規約に関すること

179、規約に関すること

180、規約に関すること

181、規約に関すること

182、規約に関すること

183、規約に関すること

184、規約に関すること

185、規約に関すること

186、規約に関すること

187、規約に関すること

188、規約に関すること

189、規約に関すること

190、規約に関すること

191、規約に関すること

192、規約に関すること

193、規約に関すること

194、規約に関すること

195、規約に関すること

196、規約に関すること

197、規約に関すること

198、規約に関すること

199、規約に関すること

200、規約に関すること

201、規約に関すること

202、規約に関すること

203、規約に関すること

204、規約に関すること

205、規約に関すること

206、規約に関すること

207、規約に関すること

208、規約に関すること

209、規約に関すること

210、規約に関すること

211、規約に関すること

212、規約に関すること

213、規約に関すること

214、規約に関すること

215、規約に関すること

216、規約に関すること

217、規約に関すること

218、規約に関すること

219、規約に関すること

220、規約に関すること

221、規約に関すること

222、規約に関すること

223、規約に関すること

224、規約に関すること

225、規約に関すること

226、規約に関すること

227、規約に関すること

228、規約に関すること

229、規約に関すること

230、規約に関すること

231、規約に関すること

232、規約に関すること

233、規約に関すること

234、規約に関すること

235、規約に関すること

236、規約に関すること

237、規約に関すること

238、規約に関すること

239、規約に関すること

240、規約に関すること

241、規約に関すること

242、規約に関すること

243、規約に関すること

244、規約に関すること

245、規約に関すること

246、規約に関すること

247、規約に関すること

248、規約に関すること

249、規約に関すること

250、規約に関すること

251、規約に関すること

252、規約に関すること

253、規約に関すること

254、規約に関すること

255、規約に関すること

256、規約に関すること

257、規約に関すること

258、規約に関すること



(企画推進委員会)

第二十三条、企画推進委員会は、

協議会の諮問機関として、朝見地区全

体の見地から、将来在りたい朝見の姿を模索し提言を行

う。

第二四条、企画推進委員会の人数は十名程度とし、役員会の委嘱により決定される。

第二五条、企画推進委員会には、委員長・副委員長各1名を置き、企画推進委員会の開催については企画推進委員長がこれを召集する。

第二六条、参与会は自治会長経験者によつて構成され、その経験を生かし、まちづくりの推進について、積極的な支援・助言を行う。なお、参与会の構成については、細則②に従う。

第二七条、部会は以下の7部

第三十二条、協議会の事務局は、

第三十三条、事務局には、事務

第三十四条、協議会は、第2条の目的達成のため、朝見地区自治会及び各種団体と協力して次の事業を行

う。

第三十五条、童委員会・ボランティア団体等)

第三十六条、協議会は、第2条の目的達成のため、朝見地区自治会及

び各種団体と協力して次の事業を行

う。

第三十七条、協議会は、第2条の目的達成のため、朝見地区自治会及

び各種団体と協力して次の事業を行

う。

第三十八条、協議会は、第2条の目的達成のため、朝見地区自治会及

び各種団体と協力して次の事業を行

う。

第三十九条、協議会は、第2条の目的達成のため、朝見地区自治会及

び各種団体と協力して次の事業を行

う。

3. 福祉部会 (民生児童委員会・ボランティア団体等)

第三十三条、事務局長は役員により推薦され、総会により決定される。

4. 公民館部会 (体育委員会・高齢者学級委員会・趣味クラブ等)

第三十四条、協議会は、第2条の目的達成のため、朝見地区自治会及

び各種団体と協力して次の事業を行

う。

5. 青少年育成部会 (青少年育成協議会等)

第三十五条、協議会は、第2条の目的達成のため、朝見地区自治会及

び各種団体と協力して次の事業を行

う。

6. 地域環境部会 (地域づくり推進委員会・自治会OB会・土地改良区総代会等)

第三十六条、協議会は、第2条の目的達成のため、朝見地区自治会及

び各種団体と協力して次の事業を行

う。

7. 専門部会 (自衛会・寿会・朝見幼稚園・PTA等)

第三十七条、協議会は、第2条の目的達成のため、朝見地区自治会及

び各種団体と協力して次の事業を行

う。

8. 住民相互の情報交換並びに交流・親睦を高めること。

第三十八条、各部会は各団体の連携を図り、事業の達成に努める。

9. 青少年の健全育成

第三十九条、部会には部長・副部長・会計を、専門部会にはそれぞれの団体に代表・会計を置き、部長及び代表は運営委員会に出席する。

(参与会)

第三十条、部会の数について

第三十一条、部会の数について

第三十二条、各部会等の事業計画に伴う予算の配分については、

第三十三条、各部会等の事業計

第三十四条、各部会等の事業計画に伴う予算の配分については、

第三十五条、各部会等の事業計

第三十六条、各部会等の事業計

第三十七条、各部会等の事業計

第三十八条、各部会等の事業計

第三十九条、各部会等の事業計

第四十条、各部会等の事業計

第四十一条、各部会等の事業計

第四十二条、各部会等の事業計

第四十三条、各部会等の事業計

第四十四条、各部会等の事業計

第四十五条、各部会等の事業計

第四十六条、各部会等の事業計

第四十七条、各部会等の事業計

第四十八条、各部会等の事業計

第四十九条、各部会等の事業計

第五十条、各部会等の事業計



作成し、総会において承認を得るものと

市長と語る

市政懇談会開催

平成十八年五月三十一日

朝見小学校体育館にて、東部管内六地区が集つて開催された。始に下村猛市長から挨拶の後、事前に質問書が出されていた朝見地区から回答する形式で質疑応答があつた。朝見地区は①まちづくりについて②道路整備③団塊の世代の時代④少子化問題が提案する議案を審議し、議決する。

代議員の定数についても活動等に努める。また、事業を実施したときには、事業の結果を総括し、次年度に資するものとする。

5人、51戸以下は00戸以下が7人、101戸以上が10人とし、各町より選出される。

②参与会は当該年度以前の2年間に自治会長を経験した者によって構成される。

田村正会長挨拶のあと規約に付いて検討・協議した。設立についてスケジュール表を元に具体的に検討がなされ、各部門の検討がなされた。これにより八月設立総会式典の概要を決めた。細部にわたつての検討は運営企画会などで更に煮詰めていくことになつた。



第六回まちづくり準備委員会開催!

平成十八年六月一日朝見市民センターにて開催。

見などございましたら、下記事務者までご連絡下さい。朝見市民センターポストもあります。

まちづくり準備委員会では、総会・式典の準備をする女性事務スタッフを募集しています。パソコンを使っての仕事が多くなりますが、家に持ち帰っても出来る仕事です。是非、この機会に「まちづくり」に、ご協力下さい。
連絡は朝見市民センター 51-5643 or まちづくり室 52-0007 へお問い合わせ下さい。